

○内閣府告示第二十七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇十五 略」

十六 基本加算部分 当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて第二十一号から第二十八号の二まで、第四十六号、第四十七号、第五十号から第五十一号の二まで、第五十六号、第五十九号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。

「十七〇四十四 略」

四十五 削除

四十六 休日保育加算 当該施設等（休日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を含む。）を含めて、年間を通じて開所する施設等（複数の施設等との共同により年間を通じて開所する施設等を含む。）として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から確認を受けたものに限る。）において、休日保育を実施する場合に、当該休日保育の年間延べ利用数の規模に応じて加算されるものをいう。

「四十七〇四十九 略」

五十 減価償却費加算 施設整備費補助金を受けない施設等のうち、自己所有の建物を保有するものに対して、加算されるものをいう。

「表を削る。」

改正前

(定義)

第一条 「同上」

「一〇十五 同上」

十六 基本加算部分 当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて第二十一号から第二十八号の二まで、第四十五号から第四十七号まで、第五十号から第五十一号の二まで、第五十六号及び第五十九号から第六十五号までに掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。

「十七〇四十四 同上」

四十五 所長設置加算 当該施設等において、運営管理の業務に常時従事し、かつ給与の支給を受けている所長を配置する場合に加算されるものをいう。

四十六 休日保育加算 当該施設等（休日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を含む。）を含めて、年間を通じて開所する施設等として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から確認を受けたものに限る。）において、休日保育を実施する場合に、当該休日保育の年間延べ利用数の規模に応じて加算されるものをいう。

「四十七〇四十九 同上」

五十 減価償却費加算 次の表に掲げる地域（次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域をいう。）において、施設整備費補助金を受けない施設等のうち、自己所有の建物を保有するものに対して、加算されるものをいう。

区分	地域

〔五十一 略〕

五十一の二 チーム保育推進加算 当該施設等において、年齢別配置基準等を超えて保育士を配置し、チーム保育に係る体制の整備を図るとともに、職員一人当たりの平均経験年数が十二年以上である場合に加算されるものをいう。

〔五十二〜五十四 略〕

五十五 高齢者等活躍促進加算 当該施設等において、高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して教育・保育給付認定子どもの処遇の向上を図り、かつ、一時預かり事業等の複数事業を行う場合に加算されるものをいう。

〔五十六〜六十二 略〕

六十三 削除

〔六十四・六十五 略〕

(特別利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準)

第六条 法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基

〔五十一 同上〕

五十一の二 チーム保育推進加算 当該施設等において、年齢別配置基準等を超えて保育士を配置し、チーム保育に係る体制の整備を図るとともに、職員一人当たりの平均経験年数が十五年以上である場合に加算されるものをいう。

〔五十二〜五十四 同上〕

五十五 入所児童処遇特別加算 当該施設等において、高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して教育・保育給付認定子どもの処遇の向上を図り、かつ、一時預かり事業等の複数事業を行う場合に加算されるものをいう。

〔五十六〜六十二 同上〕

六十三 管理者設置加算 当該施設等において、運営管理の業務に常時従事し、かつ給与の支給を受けている管理者を配置する場合に加算されるものをいう。

〔六十四・六十五 同上〕

(特別利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準)

第六条 法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基

A地域	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B地域	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
C地域	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
D地域	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

準については、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを含む。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十五、四歳以上児（当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを除く。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 「略」

準については、次の各号に掲げるものとする。

一 「同上」

二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを含む。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十、四歳以上児（当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを除く。以下この条及び次条において同じ。）は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 「同上」

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模型事業所内保育事業A型 別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ 小規模型事業所内保育事業B型 別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 保育所型事業所内保育事業 別表第三における保育所型事業所内保育事業の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の五十、四歳以上児は百分の四十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模型事業所内保育事業A型 別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ 小規模型事業所内保育事業B型 別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 保育所型事業所内保育事業 別表第三における保育所型事業所内保育事業の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の四十五、四歳以上児は百分の四十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表

第三の額から七千五百円を減じた額)とする。

〔四・五 略〕

(特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準)

第七条 法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの(基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額)とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの(当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額)とする。

ロ B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの(基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額)とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの(当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額)とする。

第三の額から七千五百円を減じた額)とする。

〔四・五 同上〕

(特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準)

第七条 法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げるものとする。

一 〔同上〕

二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの(基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額)とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの(当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額)とする。

ロ B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの(基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額)とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの(当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額)とする。

ハ 「略」

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模型事業所内保育事業A型 別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ 小規模型事業所内保育事業B型 別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 保育所型事業所内保育事業 別表第三における保育所型事業所内保育事業の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の五十五、四歳以上児は百分の四十五を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。

ハ 「同上」

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模型事業所内保育事業A型 別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ 小規模型事業所内保育事業B型 別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十、四歳以上児は百分の五十五を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 保育所型事業所内保育事業 別表第三における保育所型事業所内保育事業の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の五十、四歳以上児は百分の四十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。

〔四・五 略〕

（施設型給付費に関する経過措置）

第十条 法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百三十八を乗じた額とする。

（特例施設型給付費に関する経過措置）

第十一条 法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百三十八を乗じた額とする。

2 法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百三十八を乗じて得た額とする。

（特例地域型保育給付費に関する経過措置）

第十二条 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百三十八を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百三十八を乗じて得た額とする。

（端数計算）

第十四条 第一条第十三号、第十五号、第二十一号（第二十二号、第二十六号、第二十七号及び第三十号（認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合及び配置基準上求められる職員資格を有しない場合に加減調整されるものに限る。）に係るものを除く。）、第二十二号から第二十八号の二まで、第三十号、第三十一号、第三十三号から第四十三号まで、第四十六号、第四十七号、

〔四・五 同上〕

（施設型給付費に関する経過措置）

第十条 法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百三十四を乗じた額とする。

（特例施設型給付費に関する経過措置）

第十一条 法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百三十四を乗じた額とする。

2 法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

（特例地域型保育給付費に関する経過措置）

第十二条 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

（端数計算）

第十四条 第一条第十三号、第十五号、第二十一号（第二十二号、第二十六号、第二十七号及び第三十号（認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合、配置基準上求められる職員資格を有しない場合及び施設長に係る経過措置が適用される場合に加減調整されるものに限る。）に係るものを除く。）、第二十二号から第二十八号の二まで、第三十号、第三十一号、第三十三号から第

第五十号から第五十一号の二まで、第五十三号から第五十六号まで、第五十九号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号の各号により算出される額については、当該額が十円以上の場合においては、十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該額が十円未満の場合においては、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

（教育・保育給付認定保護者の負担上限額の算定に関する基準）

第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条第二項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算Ⅰ、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、処遇改善等加算Ⅱ、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、高齢者等活躍促進加算及び障害児保育加算が適用される場合の額を減じた額とする。

附則

法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

「条を削る。」

四十三号まで、第四十五号から第四十七号まで、第五十号から第五十一号の二まで、第五十三号から第五十六号まで及び第五十九号から第六十五号までの各号により算出される額については、当該額が十円以上の場合においては、十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該額が十円未満の場合においては、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

（教育・保育給付認定保護者の負担上限額の算定に関する基準）

第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条第二項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算Ⅰ、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、処遇改善等加算Ⅱ、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、入所児童処遇特別加算、障害児保育加算及び施設長に係る経過措置が適用される場合の額を減じた額とする。

附則

（施行期日）
第一条 法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（保育所の基礎分に係る経過措置）

第二条 保育所の処遇改善等加算に係る基礎分については、第一条第十七号の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる当該施設等における平成二十六年度の職員一人当たりの平均経歴年数の区分に応じた同表中欄に掲げる当該年度の職員一人当たりの平均経歴年数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を用いる

別表第一

地域区分	都道府県	地	域
百分の十六	東京都	武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市	
百分の十五	東京都	八王子市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市	
百分の十二	東京都	立川市、東大和市、東久留米市	

別表第一

地域区分	都道府県	地	域
百分の十六	東京都	調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市、武蔵野市	
百分の十五	東京都	八王子市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市	
百分の十二	東京都	立川市、東久留米市、東大和市	

六年度の職員一人当たりの平均経験年数	の平均経験年数	
一年未満	一年未満	四%
一年以上二年未満	一年以上二年未満	五%
三年以上五年未満	一年以上二年未満	五%
四年以上五年未満	一年以上二年未満	四%
一年以上二年未満	一年以上二年未満	五%
一年以上五年未満	一年以上二年未満	四%
五年以上六年未満	一年以上六年未満	五%
七年以上八年未満	一年以上六年未満	五%

城		城	
百分の十地	百分の六地	百分の十地	百分の六地
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
東京都	東京都	あきる野市、羽村市、日の出町、檜原村	
神奈川県	神奈川県	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、大和市、伊勢原市、綾瀬市、葉山町、寒川町	
愛知県	愛知県	西尾市、知多市、知立市、清須市、みよし市、長久手市、東郷町	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
京都府	京都府	京都市、向日市	
大阪府	大阪府	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、交野市、島本町	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
宮城県	宮城県	仙台市、富谷市、七ヶ浜町、大和町	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
神奈川県	神奈川県	泰野市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、山北町、清川村	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
愛知県	愛知県	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、田原市、愛西市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大治町、蟹江町、幸田町、飛島村	
三重県	三重県	津市、桑名市、亀山市、木曾岬町	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
京都府	京都府	宇治市、亀岡市、八幡市、南丹市、木津川市、城陽市、大山崎町、笠置町、和束町、	

城		城	
百分の十地	百分の六地	百分の十地	百分の六地
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
東京都	東京都	三鷹市、あきる野市、羽村市、日の出町、檜原村	
神奈川県	神奈川県	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、綾瀬市、寒川町	
愛知県	愛知県	西尾市、知多市、知立市、清須市、みよし市、長久手市	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
京都府	京都府	京都市	
大阪府	大阪府	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、東大阪市、交野市、摂津市、島本町	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
宮城県	宮城県	仙台市、七ヶ浜町、大和町、富谷町	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
神奈川県	神奈川県	三浦市、泰野市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、山北町、清川村	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
愛知県	愛知県	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、稲沢市、東海市、大府市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、田原市、愛西市、北名古屋市、弥富市、あま市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、幸田町	
三重県	三重県	津市、桑名市、亀山市	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
京都府	京都府	宇治市、亀岡市、向日市、八幡市、南丹市、木津川市、城陽市、笠置町、和束町、精	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>備考 この表の下欄に掲げる地域は、令和二年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>大阪府</td> <td>精華町、久御山町、宇治田原町</td> </tr> <tr> <td>岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>明石市、赤穂市、丹波篠山市、猪名川町</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、志免町、新宮町、粕屋町</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、新城市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、武豊町</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>名張市、いなべ市、伊賀市、東員町、菰野町、朝日町、川越町</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>井手町、南山城村</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	大阪府	精華町、久御山町、宇治田原町	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村		兵庫県	明石市、赤穂市、丹波篠山市、猪名川町	福岡県	大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、志免町、新宮町、粕屋町	愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、新城市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、武豊町	三重県	名張市、いなべ市、伊賀市、東員町、菰野町、朝日町、川越町	京都府	井手町、南山城村	略	略	略	略	<table border="1"> <tr> <td>大阪府</td> <td>華町、久御山町、宇治田原町</td> </tr> <tr> <td>岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>明石市、赤穂市、篠山市、猪名川町</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、志免町、新宮町、粕屋町</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、新城市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、武豊町、飛島村</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>名張市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>大山崎町、井手町、南山城村</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </table>	大阪府	華町、久御山町、宇治田原町	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村		兵庫県	明石市、赤穂市、篠山市、猪名川町	福岡県	大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、志免町、新宮町、粕屋町	愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、新城市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、武豊町、飛島村	三重県	名張市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	京都府	大山崎町、井手町、南山城村	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	大阪府	精華町、久御山町、宇治田原町																																							
岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村																																									
兵庫県	明石市、赤穂市、丹波篠山市、猪名川町																																								
福岡県	大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、志免町、新宮町、粕屋町																																								
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、新城市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、武豊町																																								
三重県	名張市、いなべ市、伊賀市、東員町、菰野町、朝日町、川越町																																								
京都府	井手町、南山城村																																								
略	略																																								
略	略																																								
大阪府	華町、久御山町、宇治田原町																																								
岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村																																									
兵庫県	明石市、赤穂市、篠山市、猪名川町																																								
福岡県	大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、志免町、新宮町、粕屋町																																								
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、新城市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、武豊町、飛島村																																								
三重県	名張市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町																																								
京都府	大山崎町、井手町、南山城村																																								
同上	同上																																								
同上	同上																																								
同上	同上																																								
	<p>備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十七年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>大阪府</td> <td>華町、久御山町、宇治田原町</td> </tr> <tr> <td>岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>明石市、赤穂市、篠山市、猪名川町</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、志免町、新宮町、粕屋町</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、新城市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、武豊町、飛島村</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>名張市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>大山崎町、井手町、南山城村</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </table>	大阪府	華町、久御山町、宇治田原町	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村		兵庫県	明石市、赤穂市、篠山市、猪名川町	福岡県	大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、志免町、新宮町、粕屋町	愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、新城市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、武豊町、飛島村	三重県	名張市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	京都府	大山崎町、井手町、南山城村	同上	同上	同上	同上	同上	同上																			
大阪府	華町、久御山町、宇治田原町																																								
岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村																																									
兵庫県	明石市、赤穂市、篠山市、猪名川町																																								
福岡県	大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、志免町、新宮町、粕屋町																																								
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、新城市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、武豊町、飛島村																																								
三重県	名張市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町																																								
京都府	大山崎町、井手町、南山城村																																								
同上	同上																																								
同上	同上																																								
同上	同上																																								

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供するとともに、内閣府のホームページ（<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/seishourei.html>）によらるる。）

別表第四及び別表第五を削る。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。ただし、同日前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定については、改正前の規定は、なおその効力を有する。